

別添

鳥取県警察本部庁舎で使用する電気の供給仕様書

供給場所

鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部庁舎

2 供給期間

令和8年6月1日から令和11年5月31日まで

3 仕 様

(1) 電気方式等

ア 電気方式	交流3相3線式
イ 電 壓	6,000ボルト
ウ 周 波 数	60ヘルツ

(2) 契約電力等

ア 予定契約電力	445キロワット
イ 予定使用電力量（2に示す供給期間総計）	5,476,362キロワット時（1年あたり1,825,454キロワット時） (各月の予定使用電力量は別紙のとおりとする。)
ウ 予定力率	100% (各月の予定力率は別紙のとおりとする。)

(3) 季節の区分

ア 夏 季	7月1日から9月30日までの間
イ その他季	ア以外の期間

(4) 電力量の検針

毎月末日の24時での自動検針（通信機能付き）

(5) 需給地点

鳥取県警察本部庁舎敷地内の構内引込柱に施設した開閉器の電源側端子

(6) 保安責任分界点

需給地点に同じ

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(8) 契約電力等に影響する可能性のある改修工事

令和7年6月から令和8年7月にかけて空調設備の改修工事を実施中である。

（改修前）

- ガス焚吸式冷温水発生機（冷却能力352kW）×1基
- 氷蓄熱式空冷チラー（冷却能力218.1kW）×1基

（改修後）

- ガス焚吸式冷温水発生機（冷却能力352kW）×1基
- 空冷ヒートポンプチラー（冷却能力180kW）×2基

4 供給条件

(1) 電気の安定供給

3の（1）及び（2）に示す電気を供給開始日から安定的及び継続的に供給すること。

(2) 障害発生時の対応

障害等が発生した場合には迅速に対応できる体制を構築すること。

(3) 託送供給等約款等の遵守

ア 一般送配電事業者との間に託送供給等約款に基づく契約を締結すること。

イ 一般送配電事業者の託送供給等約款の条項を実施するうえで、需要設備に機器等の付加が必要であるときは自らの負担により行うこと。ただし、一部の機器等について一般送配電事業者が負担して設置する場合は、発注者と協議により行うことができる。

なお、機器等の付加に伴う作業は、原則無停電状態で行うものとし、供給期間の開始日に間に合うよう行うこと。

(4) その他

その他、定めのない供給条件等については、受注者が定める契約要綱等によるものとする。

5 契約後の提出書類

一般送配電事業者と託送供給等約款に基づく契約を行ったことを示す書類の写しを、契約後速やかに発注者に提出すること。

6 契約電力の変更

各月の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、協議することなく自動的に変更することができる。ただし、最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、発注者と受注者が協議の上、契約電力を変更するものとする。

7 使用電力量の増減

実際の使用電力量は、3の(2)イの予定使用電力量を上回り又は下回ることができる。

8 料金単価の変更

(1) 基本料金単価及び電力量料金単価は、原則変更しないが、市場価格の変動や全国一律の単価変更等により、契約金額が適正価格から著しく逸脱した場合は、双方協議の上、変更することができる。

(2) みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(平成28年経済産業省令第23号)に定める燃料費調整制度に準じた燃料費調整を行う場合は、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができるが、鳥取県管内の旧一般電気事業者が定める燃料費等調整制度により算定された額を超えない範囲とする。ただし、発注者が当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金を設定する場合は、経済産業大臣が定めた経済産業省告示に基づき定める単価とし、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができる。ただし、発注者が当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。単価を変更する場合も同様とする。

9 供給期間中における電気料金の算出方法(1月当たり)

支払金額=①基本料金+②電力量料金-③受注者固有の割引額

±④燃料費等調整単価+④再生可能エネルギー発電促進賦課金

(支払金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)

①基本料金=契約電力×基本料金単価×力率割引(又は力率割増)

②電力量料金＝当該月の使用電力量×当該月の電力量料金単価

③受注者固有の割引額＝受注者の定める計算方式

④燃料費等調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金

ただし、燃料費等調整単価は、鳥取県管内の旧一般電気事業者が定める燃料費等調整制度により算定された額を超えない範囲とする。

(上記の各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。)

1 0 契約電力を超過した際の超過金

供給期間中の各月において、6の契約電力の変更により、契約電力が500キロワット以上となった後、当該月の最大需要電力がその月の契約電力を超過した場合、最大需要電力からその月の契約電力を差し引いた需要電力（以下「超過電力」という。）に対して、超過金を徴することができる。ただし、超過金は、9の①に基づき計算した超過電力分の基本料金の1.5倍以下とする。

1 1 料金の支払

受注者は毎月の検針値に基づき、9の算出方法により算定した支払金額を発注者に請求することができる。支払方法については、自動口座引落とする。

なお、自動口座引落をするにあたり、供給施設毎の電気使用量及び支払額が分かる内訳を提出すること。

1 2 その他

契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとする。

また、使用電力量及び力率の単位は、1キロワット時及び1パーセントとする。

＜参考＞

1 現在の電力供給者名

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

2 供給場所における旧一般電気事業者名

中国電力株式会社

3 以下の項目について、令和6年9月から令和7年8月までの実績を別紙に示す。

・各月の最大使用電力（別紙 最大使用電力欄）

・各月の使用電力量（別紙 予定使用電力量欄）

・各月の平均力率（別紙 予定力率欄）

※いずれも将来の需給を示すものではない。

別紙 供給期間における各月の使用予定電力量等

	予定契約電力 [kW]	最大使用電力 [kW]	予定使用電力量 [kWh]	予定力率 [%]
4月	445	245	127,607	100
5月	445	278	132,198	100
6月	445	391	148,597	100
7月	445	436	199,916	100
8月	445	445	190,864	100
9月	445	426	178,208	100
10月	445	360	142,481	100
11月	445	281	128,144	100
12月	445	365	139,969	100
1月	445	388	146,710	100
2月	445	420	148,420	100
3月	445	392	142,340	100
年間合計			1,825,454	
供給期間 合計			5,476,362	

1 最大使用電力及び予定使用電力量は令和6年9月から令和7年8月の使用実績による。（予定使用電力量は夏季ピーク時間帯、平日昼間時間帯、夜間・休日時間帯の各使用電力量の合計値）

2 各月の予定値は、供給期間（令和8年6月1日から令和11年5月31日まで（3年間））について適用する。

3 月表示は使用月を示す。